

7 救急隊における観察・処置(案)

7 救急隊における観察・処置連絡会(案)の設置について

(1) 救急隊における観察・処置連絡会(案)の設置について

日本循環器学会、日本脳卒中学会等からの要望を受けての対応

I、日本循環器学会からの要望

- ・日本循環器学会では、循環器救急関連で救急隊、救急救命士への教育活動等に積極的に参加し、消防機関との協力体制を強化する意向。
- ・循環器病対策基本法の公布を受け日本循環器学会として、より一層循環器救急に関わっていく決意。
- ・十二誘導心電図の伝送などの、観察・処置に関して提案・要望あり(10月31日)。

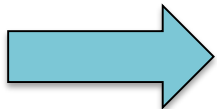
II、日本脳卒中学会等からの要望

- ・機械的血栓回収療法のエビデンスが確立し、急性脳卒中の医療提供体制および救急搬送体制の整備には、これまでとは異なるアプローチが求められている。その一方で、他疾患も含めた救急医療、地域の実情に合わせた救急医療の中での位置づけという視点も重要と認識。
- ・循環器病対策基本法の施策の検討の中でも進行中。
- ・日本脳卒中学会、日本脳血管内治療学会において、大血管閉塞に伴う脳卒中が疑われる際の観察項目7項目について提言あり(10月21日)。

(※)「循環器病対策基本法」は、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」を指す



いずれの学会からも救急隊の観察・処置に関しての提言が行われている。



心臓病と脳卒中に関しての救急隊の観察・処置に関して検討を行う連絡会をそれぞれ設置することとしたい。

7 救急隊における観察・処置連絡会(案)の設置について

(2) 連絡会、スケジュール(案)

① 連絡会(案)

- 心臓病及び脳卒中の二つに分け、それぞれの連絡会を設置。
- それぞれの疾患ごとに救急隊における観察・処置のあり方に関して学術的なエビデンス及び消防本部や救急現場における実現性の観点に立って、連絡会において検討。
- 連絡会員としては、「関係学会からの推薦者(2名程度)」「日本救急医学会の推薦者(1名程度)」「消防本部(2名程度)」からなる計5名程度を予定。
- 今年度中の検討により結論が得られなければ、次年度以降も継続して検討する予定。

② 開催スケジュール(案)

	12月	1月	2月	3月	次年度
救急隊における観察・処置に関する心臓病連絡会	救急業務のあり方に関する検討会(第2回)	第1回連絡会	第2回連絡会	救急業務のあり方に関する検討会(第3回)	報告書発出
救急隊における観察・処置に関する脳卒中連絡会	第1回連絡会	第2回連絡会			検討の結果に応じて、次年度以降も検討

高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大の対応や救急業務の質の向上を図るため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」や「救急車の適正利用の推進」等について検討を行う。

救急業務の円滑な実施と質の向上

1. 外国人傷病者対応（連絡会）

大規模国際イベントの開催や出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う訪日・在留外国人の増加を踏まえ、外国人傷病者対応における現場コミュニケーション等の課題調査、好事例の収集等による外国人傷病者対応能力向上に向けた検討を行う。

2. メディカルコントロール体制のあり方（連絡会）

精神科救急、感染症対応、DNR対応や指導救命士との連携など、メディカルコントロールに求められる役割が大きく、また、多様化してきたことから、メディカルコントロール協議会の現状把握、課題などの整理を行う。

7. 救急隊における観察・処置（連絡会）（案）

各関連学会からの提言に基づき、心臓病、脳卒中に関する救急隊の観察・処置について、救急業務の質の向上を目的に、最新の学術的知見を踏まえながら検討を行う。

救急車の適正利用の推進

3. 救急安心センター事業（＃7119）の事業検証体制（連絡会）

事業を実施する上で求められる検証体制及び平成30年度に実施した統計項目を用いた先行実施団体における事業効果等についての検討を行う。

4. 緊急度判定の実施・検証（WG設置）

平成30年度救急業務のあり方に関する検討会において整理した検証方法を用いて、119番通報時及び救急現場における緊急度判定についての実証・検証を行う。

その他（報告事項）

5. 救急業務に関するフォローアップ

全国の消防本部における救急業務の取組状況について、都道府県及び消防本部を個別訪問し、必要な助言を行い、救急業務の円滑な推進に資するための支援を行う。

6. 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施（検討部会）

平成30年度に実施した、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する課題の整理等を踏まえた検討結果の報告を行う。

7 救急隊における観察・処置連絡会(案)の設置について

(3) 循環器病対策基本法 概要(参考)

① 循環器病対策基本法の概要

趣旨

平成30年12月14日公布、令和元年12月1日施行

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。

趣旨

I 基本理念

- ・ 循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深める。
- ・ 循環器病患者等に対する保健、医療(リハビリテーションを含む)、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること
- ・ 循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること

II 法制上の措置

- ・ 政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

III 循環器病対策推進基本計画の策定等

- ・ 政府は「循環器病対策推進協議会」を設置し「循環器病対策推進基本計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行う。都道府県は「都道府県循環器病対策推進協議会」を設置するよう努め、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行うよう努める。 など

IV 基本的施策

- ・ ①循環器病の予防等の推進、②循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、③医療機関の整備、④循環器病患者等の生活の質の維持向上、⑤保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備、⑥保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成、⑦情報の収集提供体制の整備、⑧研究の促進 など

7 救急隊における観察・処置連絡会(案)の設置について

② 消防庁としての循環器病対策基本法を受けての当面の対応

ア 「循環器病対策推進基本計画」の策定への協力

第9条 第1項

政府は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の推進に関する基本的な計画(以下「循環器病対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

第10条

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に対して、循環器病対策推進基本計画の策定のための資料の提出又は循環器病対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

イ 厚生労働省における「循環器病対策推進協議会」の運営への協力

第9条 第4項

厚生労働大臣は、循環器病対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、循環器病対策推進協議会の意見を聴くものとする。

第20条 第1項

厚生労働省に、循環器病対策推進基本計画に関し、第九条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、循環器病対策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

ウ 都道府県消防防災主管部局及び消防本部に対しての情報提供

7 救急隊における観察・処置連絡会(案)の設置について

③ 循環器病対策基本法において消防機関に係る記載のある条項

(都道府県循環器病対策推進計画)

第11条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画(以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

(第2項 略)

3 都道府県循環器病対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十五条の五第一項に規定する実施基準その他の法令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(第4項及び第5項 略)

(循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備等)

第13条 国及び地方公共団体は、循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、当該者の搬送及び受入れの実施に係る体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、救急救命士及び救急隊員が、傷病者の搬送に当たって、当該傷病者について循環器病を発症した疑いがあるかどうかを判断し、適切な処置を行うことができるよう、救急救命士及び救急隊員に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備)

第16条 国及び地方公共団体は、循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施、循環器病患者に対する良質かつ適切な医療の迅速な提供、循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者に対する福祉サービスの提供その他の循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるよう、消防機関、医療機関その他の関係機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。